全族達情報 ZENSHIREN BULLETIN

皆様からのニュースのご提供を 心からお待ちしております。 □編集•発行

-般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒171-0021

東京都豊島区西池袋4丁目3番12号

□Publisher **ZENSHIREN**

TEL: 03-3971-0666 FAX: 03-3982-2913 E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

E-mail: web-infogzersiffer.or.jp

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL:http://www.zenshiren.or.jp

snsで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を *Facebook* https://www.facebook.com/ZENSHIREN

第2回障害福祉サービ、ス等報酬改定検討チーム 開催される

10月31日(水)東京都千代田区全国都市会館にて、第2回障害福祉サービス等報酬改定検討チームが開催され、障害福祉人材の処遇改善についての議論が行われた。

これまで障害保健福祉サービス等を安定的に提供していくため、障害福祉人材の確保は 重要課題の一つであることから、平成21年度障害福祉サービス等報酬改定以降、障害福祉 人材の処遇改善について多くの取組みを行ってきた。

近年では、平成29年度に臨時で障害福祉サービス等報酬改定を行い、福祉・介護職員処遇改善加算について「新たに経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み、または一定の基準に基づき定期に昇給する仕組みを設けること」とのキャリアパス要件を設け、既存の要件に加え、これらを全て満たす事業者を対象に上乗せ評価(月額平均1万円相当)を行う区分(加算(I))を創設した。

また、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定においては、福祉・介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)が要件の一部を満たさない事業者に対し、低い単価数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率、報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、一定の期間を設け廃止することとした。

このような中、「新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日閣議決定)」においては、

- ・「他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運営を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。」
- 「また、障害福祉人材についても、介護人材と同様の処遇改善を行う。」
- ・「消費税率の引き上げに伴う報酬改定において対応し、2019年10月から実施する。」とされており、これに基づき2019年10月から、障害福祉人材の更なる処遇改善を図ることとしている。

さらに「平成30年度予算執行調査(平成30年7月6日財務省公表)」で、特に訪問系サービスにおいて「福祉・介護職員処遇改善加算の加算率の算定に用いている常勤換算従事

者数が、実態に比べ過大となっているものと考えられる。」として、加算率の算定方法を 適切なものに見直すよう指摘されている。

今後、本検討会において2019年10月に予定されている消費税引き上げに伴う障害福祉 サービス等報酬に関する消費税の取扱い及び「新しい経済政策パッケージ」に基づく障害 福祉人材の処遇改善の取扱い等について議論を行うにあたり、関係団体からの意見聴取の 実施要領(案)が示された。

各団体からの意見聴取内容をとりまとめた後、次回以降の障害福祉サービス等報酬改定 検討チームにおいて報告が行われる予定だ。

▽詳しくは、第2回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム▽ https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000167016 00002.html

続)第91回社会保障審議会障害者部会

10月24日(水)東京都港区ベルサール御成門タワーにて第91回社会保障審議会障害者部会が開催され、討議内容については前号で一部抜粋し報告した。今号では障害者虐待防止法の見直しについて報告する。

政府は、障害者虐待防止法附則第2条による、以下の事項について、法律施行(平成24年10月1日)後3年を目途として、児童虐待や高齢者虐待等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、法律の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしている。

- ① 学校、保育所等、医療機関、官公署等における障害者に対する虐待の防止等の体制のあり方並びに障害者の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策
- ② 障害者を訪問して相談等を行う体制の充実強化その他の障害者虐待の防止
- ③ 障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援
- ④ 擁護者に対する支援等のための制度

これまでの対応としては、第5期障害福祉計画に係る国の基本方針に、障害者虐待防止 法施行後の状況を踏まえて、相談支援事業所に対し、訪問による相談支援の機会等を通じ た虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること等の追記がなされ、 平成29年度障害者虐待対応状況調査においても、障害者虐待防止法附則第2条に規定する 各機関における虐待防止のあり方等に関する検討が実施されてきた。

今後は、障害者虐待防止法附則第2条機関における障害者虐待防止に相当する事例への 対応や防止を効果的に進めるための検討の実施や、「障害者虐待の防止と対応の手引き」 の改定等に取り組まれる予定だ。

<これまでの基本指針への記載事項>

- 〇指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、<u>責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業員に対して研修を実施</u>する等の措置を講じなければならない。
- 〇都道府県及び市町村は、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として福祉事務所、児童相談所、精神支援保健センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員、児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要である。さらに、地域の実情に応じて高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制を構築することが望ましい。
- 〇市町村は、引き続き住民等からの虐待に関する通報があった場合に、<u>速やかに障害者の</u> <u>安全の確認や虐待の事実確認を行う</u>とともに市町村障害者虐待対応協力者と協議の上、 今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要である。

<追加記載事項>

- ○都道府県及び市町村は、
 - ・相談支援専門員やサービス管理責任者児童発達支援者に対し、常日頃から<u>虐待防止に</u> 関する高い意識を持ち、障害者等及び養護者の支援にあたるとともに、虐待の早期発 見と通報を行うことを求めること。
 - 指定障害者福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、 虐待防止研修の受講を徹底するとともに<u>虐待防止委員会の設置</u>を促すなどの指導助言 を継続的に行うこと。
- 〇都道府県及び市町村は、相談支援事業者が継続サービス利用支援により、居宅・施設等へ訪問し障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図ること。
- 〇市町村は、虐待を受けた障害者等の保護者及び自立の支援を図るため、<u>一時的保護のために必要な居室の確保のために地域生活支援拠点を活用する</u>とともに、<u>都道府県は</u>、必要に応じて、<u>一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行うこと。</u>
- 〇指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られるが、<u>指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に</u>、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、職員に対する研修等の実施が必要であること。

アプリを活用したバリアフリー情報収集に関する実証実験のご案内~国交省

国土交通省では、ユニバーサル社会の構築に向け、障害者や高齢者の方(車いす使用者等)がストレス無く通行できるルートをスマートフォンを通じてナビゲーションする等、多様なサービスが民間事業者等により創出・提供される状況を目指し、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの普及展開を推進しています。

サービスの実現には、バリアフリーに関する情報が広く収集・共有されていくことが重要と考えており、そのために必要な情報収集の仕組みや信頼性の確保の方法について現在検討を行っているところです。

誰もが移動しやすい社会の実現に向け、ICTを活用したバリアフリー情報の収集手法を検討する実証実験のひとつとして、また多くの方々にバリアフリーの情報の取集に関心をもってもらう方法等を検討するため、街歩きをしながらバリアフリー情報を収集するイベントを下記の通り開催します。

◆開催日時:平成30年12月1日(土) 午前10時30分~午後4時30分

※雨天時は12月8日(土)に順延

◆場 所:豊島区池袋周辺

◆募集人数:40名程度

◆主 催:国土交通省、(一社)WheeLog

◆内 容:グループで街歩きをしながら、実証アプリ(※)を活用したバリアフリー情報

の調査を実施します

◆問合せ先:国土交通省 政策統括官付 小川・原田

☎03-5253-8794(直通) FAX03-5253-1675

◆申込方法、詳細については下記サイトをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/common/001260303.pdf

(※) 実証アプリ=WheeLogアプリ

WheeLogアプリとは

みんなで作っていく、車いす使用者のためのバリアフリーマップアプリです。

アプリを用いて、レストラン・エレベーター・スロープなどのスポット情報はもちろんのこと、 車いすで走行した情報も共有できます。

さらには、知りたい情報をリクエストすることも。

つぶやいた場所を地図上にどんどん追加していき、危険な場所や楽しい場所をみんなに 知らせることができます。

▽詳しくはこちら▽

https://www.wheelog.com/hp/

来年度予算 16団体が自民党に要望

自民党の予算・税制等に関する政策懇談会が11月6日に開かれた。高齢者や障害者、子ども関係の16団体が出席。2019年度の予算編成に向け、職員の処遇改善や、来年10月の消費増税に向けた対応を求める声が上がった。

自民党の組織運動本部と政務調査会が主催する同懇談会は、来年度の予算編成に向けた 関係団体と意見交換するもの。

福祉施設の種別協議会や社会福祉協議会など19団体で構成する全社協から井手・政策委員長が出席。介護や保育分野の人材確保の強化を要望し、具体的には処遇改善加算の拡充と、福祉の仕事のPR強化、キャリアアップの仕組みづくりを訴えた。

このほか要望書には、①地域共生社会に向けた包括的支援体制の整備 ②消費税引き上げに対応した施設運営費の改善 ③社会福祉法人の非課税制度の堅持 も盛り込まれた。

全国老人福祉協議会の櫻井副会長は「介護はまだまだ3Kのイメージを払拭できていない。福祉が誰もがうらやむ産業となるよう国を挙げて力を注いでほしい」と強調した。特別養護老人ホームの処遇改善加算の係数を上げることや、新規で採用した介護福祉士の育成費用の補てんなどを求めた。また、国籍を問わず介護福祉士養成校の卒業者が3年間、介護現場で働いたら学費を一部返還する制度の創設も要望した。

税制改正については、過疎地域で働く介護職員は公益性が高いことから、一般的な地域と同等以上の給与所得が必要だとして、所得税への優遇措置を求めた。

日本知的障害者福祉協会の井上会長は消費税引き上げに伴い、介護職員の大幅な処遇改善が行われることに言及し「障害福祉関係職員の処遇改善にも同様の配慮をお願いしたい」と述べた。障害者への理解を広めるための啓発活動の予算確保も求めた。

保育推進連盟の大島副会長は、職員の処遇改善の継続を訴えた。

このほか、日本障害者団体連合会は、政府が今年策定した「ユニバーサルデザイン202 〇行動計画」の完全実施や、障害者の所得税などの減免対策も要望。

全国背髄損傷者連合会は訪問系サービスの処遇改善加算の引き下げ凍結を求めた。

全国手をつなぐ育成会連合会は、2020年の東京パラリンピックに関して、政府が実施する文化プログラムで障害者が活躍できる場を求めた。

財務省 障害者の差別的表現を修正

麻生太郎財務大臣は10月26日の閣議後の記者会見で。財務省のホームページに掲載された障害者向けの非常勤職員募集の応募条件に差別的な表現があるとの指摘を受け、文言を修正したことを明らかにした。

差別と指摘を受けたのは10月15日からホームページに掲載していた財務総合政策研究所の事務補助員募集の内容。「自力により通勤ができ、かつ介助者なしで業務の遂行が可能」なことを応募資格にしていたが、障害者団体の指摘を受け10月24日に修正した。2012年頃から募集のたびにこの表現を使っていたという。

人事院は10月24日、障害者を対象とした国家公務員選考試験の日程を発表した。中央 省庁の障害者雇用の水増し問題を受け、初めて行われるもので、全省庁統一の筆記試験を 来年2月3日に東京、大阪など全国9カ所で実施。通過者は各省庁による面接に進み、来年 3月22日に合格者を決定する。

この問題では、国の28行政機関で計3,700人を障害者として不適切に計上していたことが判明。政府は来年末までに障害者約4,000人を採用し、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率(2.5%)の達成を目指すことにした。

合格者は、各省庁で常勤職員として動くことになる。今回の試験での採用予定数は、人事院が各省庁から必要人数を聞き取った上で、今年11月中旬にホームページに掲載する。

受験申し込みは12月3日から14日まで郵送で受け付ける。受験資格は、中学卒業後2年以上を経過した障害者(身体障害者手帳、知的障害者の療育手帳または判定書、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人)。

筆記試験は高卒程度の教養を問う選択式の試験と作文を実施する。現行の国家公務員試験で行なっている問題の点字化などに加え、介助者用の控室の用意や盲導犬への対応もする予定だ。

社会福祉法人における会計監査人に係る調査と2019年4月の引下げ延期について

11月2日付で、厚生労働省は、平成31年4月からの会計監査人の設置基準の引き下げ延期を周知する事務連絡を発出した。

会計監査人の設置基準は、現在は収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人とされており、平成31、32年度は収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人へと段階的に対象範囲を拡大していくこととされていたが、この度、社会福祉法人における会計監査人に係る調査が実施されることとなり、法人の準備期間等を考慮し、平成31年4月から会計監査人の設置基準を引き下げることは行わないこととされた。

実施される調査は、平成28年社会福祉法改正による会計監査人の設置を円滑に進めていくため、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について、

- (1) 平成29年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人(約400 法人)を対象と した調査
- (2) 収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人(約1,700 法人)を対象とした調査
- の二段階で実施することとされている。

なお、現時点で会計監査人の設置対象となっていない法人においても、自発的に会計監査人を設置されている法人においては、平成31年度以降の継続実施、会計監査人の設置に向けて取組を進められ、円滑な導入が可能と見込まれる法人についても、積極的に会計監査人を設置していただくようお願いしたい。

障害者週間 みんなでつくる共生社会~共に生き、共に考える、明日を~

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、障害者施策に関する国民への関心と理解を広く深める必要があります。

政府は毎年12月3日~9日を「障害者週間」と定め、障害者の自立及び社会参加の支援 等に関する活動等をはじめ、様々な取組・行事を行うこととしています。

◇「障害者週間のポスター」作品展◇

日時:平成29年12月3日(月)~9日(日) 午前10時~午後6時

•会 場:有楽町駅前地下広場 東京都千代田区有楽町2-7-1

・参加費:入場無料 ※どなたでも参加可

・内 容:全国の小・中学校等から公募した「心の輪を広げる体験作文」の最優秀作品 及び「障害者週間のポスター」の推薦作品の原画等を展示する。

◇障害者週間「連続セミナー」◇

日時:平成29年12月6日(木)~7日(金) 午前9時30分~午後6時20分

・会 場:有楽町朝日スクエア 東京都千代田区有楽町2-5-1有楽町マリオン11階

• 内 容:障害者関係団体と連携し、障害及び障害者に対する国民の理解を促進するため、一般国民を対象に「障害者週間」の趣旨にふさわしいセミナーを実施するもの。

• 参加費:無料 100名

申込み、問合せは各セミナーの主催団体まで。

<12月7日(木) 1日目>

①午前9時30分~11時20分

『見逃されてきた色覚障害者への社会の対応 ~わかりやすいはずの色使いが混乱や危険を誘発する~』

主催: 特定非営利法人 カラーユニバーサルデザイン機構 ☎03-6206-0678

②午前11時50分~午後1時40分

『障害のある子どもの教育~特別支援教育に関するQ&A紹介~』

主催:独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 ☎046-839-6803

③午後2時10分~4時

『読み書き障害児の教育支援 ~デジタル教科書(デイジー教科書)の取組と今後の課題~』

主催:公益社団法人 日本障害者リハビリテーション協会 **☎**03-5273-0601

④午後4時30分~6時20分

『吃音とは ~「発達障害者支援施策」&「当事者研究」から~』

主催:特定非営利活動法人 全国言友連絡協議会 ☎03-3942-9436

<12月7日(金) 2日目>

①午前9時30分~11時20分

『「命について」結婚、出産、医療を通して、障害者の人生を考える

主催:全国手をつなぐ育成会連合会 2077-572-9894

②午前11時50分~午後1時40分

『発達障害者の雇用を促進するために ~雇用事例から学ぶ職場定着に向けた支援のポイント~』

主催:独立行政法人 高齡·障害·求職者雇用支援機構 ☎043-213-6200

③午後2時10分~4時

『ユニバーサルデザインの街づくりを考える ~好事例からみる街づくりの展望と期待』 主催:社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会 ☎03-3565-3399

④午後4時30分~6時20分

『クワイエットアワープロジェクト中間とりまとめ報告 ~発達障害を手掛かりとして 音環境について考える~』

主催:一般社団法人 日本発達障害ネットワーク ☎03-6721-7817

▽詳しくは、内閣府 平成30年度障害者週間Webサイト▽

http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/h30shukan/main.html

床ずれを予防 自動寝返り支援ベッド

フランスベッド株式会社は、10月10日から3日間にわたり開かれた「国際福祉機器展」(HCR)に、自動寝返り支援ベッド「在宅向けFBN-640と病院施設向けFB-640N」を出展した。

同製品は、利用者を起こさず床ずれを予防するベッドとして開発。利用者の状況に合わせてベッドが自動で左右に傾くことで、体圧を分散させる。

安全に寝返りをサポートするため、導入した施設からは「利用者が精神的に安定し、職員に怒鳴ることも少なくなり、夜間が静かな施設になった」などの声が上がっているという。

黒須和伸・同社宣伝広告課長は「介護職による夜間の体位交換への負担が減ることから、 離職率が低下したという報告もある。ぜひ活用していただければ」と話している

▽フランスベッド(株)サイト▽

https://www.francebed.co.jp/brand site/negaeri/

第41回全国特別支援教育振興協議会 開催案内

◇主題:「学校教育におけるインクルーシブ教育システムの充実に向けて」

◇主催:全国特別教育推進連盟、文部科学省、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

◇日時:平成30年12月7日(金)午前9時45分~午後4時

◇会場:国立オリンピック記念青少年総合センター 国際交流棟 国際会議室

▼詳しくはこちら▼

http://suishinrenmei.c.ooco.jp/file/SyinkouKyougikai.pdf